大通達甲(広報)第1号令和7年1月17日

簿 冊 名	例規(1年)
保存期間	1 年

警務部 広報課長交通部高速道路交通警察隊長 殿客 署 長

警務 部長

犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る事務処理要綱の改正について(通達)

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)に基づく犯罪被害者等給付金の支給裁定については、「犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る事務処理要綱の改正について」(令和3年2月26日付け大通達甲(広報)第4号)に基づき実施しているところであるが、この度、別添のとおり「犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る事務処理要綱」を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

(広報課犯罪被害者支援係)

### 犯罪被害者等給付金の支給裁定に係る事務処理要綱

#### 1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号。以下「法」という。)、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令(昭和55年政令第287号)、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則(昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)及び犯罪被害給付制度事務処理要領(令和6年12月2日付け警察庁丙犯被発第257号別添。以下「要領」という。)に定めるもののほか、犯罪被害者等給付金(法第2条第7項に規定する犯罪被害者等給付金をいう。以下同じ。)の支給裁定に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### 2 発生報告

- (1) 交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長(以下「警察署長等」という。)は、当該事案の被害者が犯罪被害者(法第2条第3項に規定する犯罪被害者をいう。以下同じ。)に該当すると認められる事案(以下「犯罪被害給付制度対象事案」という。)が発生した場合は、犯罪被害給付制度対象事案発生報告書(第1号様式)により警務部広報課長(以下「広報課長」という。)に報告すること。この場合において、当該報告は、事件管理総合システム(事件管理総合システム運用要領(令和3年2月26日付け大通達甲(刑企)第1号ほか別添)に定めるシステムをいう。)の犯罪被害者支援業務機能(以下「被害者支援システム」という。)を利用して行うこと。
- (2) 警察署長等は、犯罪被害給付制度対象事案の発生状況を被害者支援システムにより管理すること。
- 3 犯罪被害給付制度の教示
- (1) 警察署長等は、犯罪被害給付制度対象事案が発生した場合は、当該事案の犯罪被害者 及びその遺族に対し、広報用リーフレットを配布するなどして犯罪被害者等給付金の支 給及び犯罪被害給付制度について教示すること。ただし、犯罪被害者等給付金の支給に ついて教示することが適当でないと認める場合は、この限りでない。
- (2) 次に掲げる場合は、前記(1)の規定にかかわらず、犯罪被害者等給付金の支給について教示しないこと。
  - ア 法第6条各号に該当し、犯罪被害者等給付金の全部が支給されないことが明らかな とき。
  - イ 法第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項の規定により犯罪被害者等給付金 の全部が支給されないことが明らかなとき。

#### 4 申請書の受付

- (1) 広報課長及び警察署長等は、法第10条第1項の規定による申請を受けた場合は、遺族 給付金支給裁定申請書(規則様式第1号)、重傷病給付金支給裁定申請書(規則様式第 2号)又は障害給付金支給裁定申請書(規則様式第3号)(以下これらを「申請書」と いう。)の記載内容及び添付書類を確認の上、これを受け付けること。
- (2) 警察署長等が申請書を受け付けた場合は、直ちに広報課長に報告するとともに、犯罪被害者等給付金申請書受付番号簿(第2号様式。以下「番号簿」という。)の受付番号

を照会し、当該番号を記載した申請書を広報課長に送付すること。

- (3) 広報課長が申請書を受け付けた場合は、番号簿の受付番号を当該申請書に記載すること。
- (4) 申請書の送付を受け、又は申請書を受け付けた広報課長は、速やかに警察本部長の決裁を受けるとともに、大分県公安委員会及び警察庁に申請書の受理を報告すること。
- (5) 申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて補正を求めること。ただし、不備の内容が明らかな誤字、脱字等の軽微なものである場合は、職権で補正することができる。
- (6) 申請書を受け付ける際には、次の事項に留意すること。
  - ア 申請者の代理人が申請書を提出する場合は、代理人の住所、氏名等を記入した委任 状を提出させること。
  - イ 当該犯罪被害(法第2条第2項に規定する犯罪被害をいう。)を原因として損害賠償を受けた場合は、規則第19条の規定により、速やかに大分県公安委員会にその旨を届け出ることを申請者に教示すること。
- 5 裁定のための調査
- (1) 広報課長は、法第13条第2項の規定により裁定のための調査を行う場合は、犯罪被害給付関係事項照会書(要領様式第1号)により照会すること。
- (2) 警察署長等は、他の都道府県公安委員会から法第13条第2項の報告を求められた場合は、犯罪被害給付関係事項回答書(要領様式第2号)により回答すること。
- 6 その他

犯罪被害者等給付金の支給について疑義が生じた場合は、広報課長と協議すること。 附 則

この要綱は、令和7年1月17日から施行する。

発第 号

殿

(所属長名)

# 犯罪被害給付制度対象事案発生報告書

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に規定する犯罪被害を 受けたと認められる者を把握したので、報告する。

事件	事 件 名						
	発 生 日 時	Ė					
	発 生 場 所	:					
	罪名·罰条						
被害者	本籍·国籍						
	住所						
	氏 名		電話携帯				
	生年月日		当時年齢 歳				歳
	職業・勤務先	i					
	家族	続柄	氏	名(年齢)	職業	住	所(電話)
	加 害 者との関係						

- 注 1 被害者が複数いるときは、被害者ごとに作成すること。
  - 2 「家族」欄は、配偶者、子、養父母、実父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順に記載すること。

	本籍 • 国 籍				
加害者	住			電話	
	氏名				
	生 年 月 日		= 7	当時年齢	歳
	職業・勤務先			電話	
	前 科 ・ 前 歴	有(前科	犯 前歴	回)	無
	犯行の動機				
	逮捕年月日		罪名		
	送 致 年 月 日	罪名			
	起訴年月日		罪名		
	被害の概要				
	死亡・重傷病・障害	死亡	重傷病	障害	
犯罪被害	死 亡 年 月 日				
	傷病の部位・ 程度(見込み)				( )
	障害の部位・ 程度(見込み)			(第	級第 号相当)
	不 支 給 要 件	有 (規則第無	条第 号該当) 不明		
	減 額 要 件	規則第6条第1		56条第2号	
	教 示 の 有 無	有(			) 無
制度の教示	犯給資料の交付	有(			) 無
制度の教外	被 教 示 者	被教示者との続柄	氏	:名	
	教 示 者				
申請	の有無	有(		)	無
備	考				

## 犯罪被害者等給付金申請書受付番号簿

受付番号	受付年月日	申請書種別	申請者	事務取扱者	備考